

## 「福祉の里さくら」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

※当事業所では、利用児に対して児童発達支援事業を提供します。  
当サービスの利用は、原則として障がい児通所給付費の支給決定を受けた0歳～6歳（就学前）までの乳幼児の方が対象となります。

### ◆◆目 次◆◆

1. サービスを提供する事業者	2
2. 利用事業所	2
3. サービスの基本理念目的・運営方針	2
4. サービスに係る施設・設備等の概要	3
5. サービス提供職員の設置状況	4
6. サービス提供の内容	5
7. 利用料金	7
8. 利用児の記録及び情報の管理等	8
9. 緊急時の対応	8
10. 非常災害時の対策	9
11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口	9
12. ご利用の際に留意いただく事項	10

社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団（各務原市福祉の里さくら）

当事業所は児童発達支援事業の指定を受けています。

指定事業所番号：2150500011

### 1. サービスを提供する事業者

設置者	名称	各務原市
	所在地	岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
	電話番号	058-383-1111 (代表)
	代表者氏名	各務原市長 浅野 健司
指定事業者	名称	社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団
	所在地	岐阜県各務原市須衛稲田7番地
	電話番号	058-370-7500 (代表)
	代表者氏名	理事長 紙谷 清
	設立年月	平成8年10月 1日

### 2. 利用事業所

事業所の種類	児童発達支援事業 平成25年 4月1日指定
事業所の名称	各務原市福祉の里さくら
事業所の所在地	岐阜県各務原市須衛稲田7番地
連絡先	電話番号：058-370-7500 (代表) FAX：058-370-7511
管理者	中村 聡子
サービスの実施地域	各務原市全域
主たる対象者	各務原市から障がい児通所給付等の支給決定を受けた就学前の幼児
定員	20名/日
開設年月日	平成9年4月1日

### 3. サービスの基本理念目的・運営方針

基本理念	「笑顔で 元気に 自分らしく」
基本方針	一. 私たちは、利用者・家族とともに夢に向かって歩みます。 一. 私たちは、チームで支え、福祉のプロとして挑戦します。 一. 私たちは、誰もが安心して暮らせるよう、地域のかけはしになります。
目的	ことばや社会性、運動の発達が気がかりなお子さんを対象に、お子さんやその家族が地域の中で生活しやすくなるよう支援します。
運営方針	1 ことばや社会性の発達が気がかりな、又は、運動発達に支援が必要な幼児とその保護者に対し、ニーズに応じた個別的な指導を行い、全体的発達と社会生活への適応を支援することを目指します。 2 保護者に対しては、子どもの特徴を理解し、子育ての不安や悩みが軽減されるように支援します。 3 地域の保健・医療、あるいは幼稚園・保育所・学校等との連携を図り、総合的な発達の支援を行います。

## 4. サービスに係る施設・設備等の概要

## (1) 施設

建物構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 2階建地下1階
建物敷地面積	12,602.5㎡(駐車場含む)
施設面積	5,859.69㎡(内、専有面積 397.85㎡)

## (2) 主な設備

居室の種類	部屋数	面積	備考
指導室1	1室	16.80㎡	
指導室2	1室	16.80㎡	
指導室3	1室	16.47㎡	
指導室4	1室	16.80㎡	
指導室5	1室	16.80㎡	
指導室6	1室	16.80㎡	
指導・遊戯室	1室	69.05㎡	
観察室	1室	7.80㎡	
相談室	1室	11.04㎡	
静養室	1室	16.44㎡	
待合室	1室	12.51㎡	
通園児便所	1室	17.54㎡	
便所(男性)	1室	14.96㎡	
便所(女性)	1室	13.63㎡	
指導員室	1室	19.89㎡	
アリーナ	1室	520.57㎡	他施設と共用

当事業所では、岐阜県の関係条例の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	指定基準	備 考
		専従	兼務	専従	兼務			
管理者	1名	1名				1名	1名	
児童発達支援 管理責任者	1名	1名				1名	1名	
児童指導員 保育士	5名	5名				5名	2名以上 /単位	
言語聴覚士	2名			2名		0.2名	—	福祉の里つくし・ たんぼぼ 兼務
理学療法士	2名			2名		0.2名	—	福祉の里たんぼぼ・ ぼぶら兼務
作業療法士	1名			1名		0.1名	—	福祉の里つくし・たん ぼぼ兼務
看護職員	1名			1名		0.1名	—	福祉の里つくし兼務
医師	1名			嘱託 1名		0.1名	嘱託医	小児科医

当事業所では、岐阜県の関係条例の定める指定基準を遵守し、指定通所支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

年度途中に、条例の定める指定基準の範囲内で人員配置を変更する場合があります。

※ 常勤換算とは・・・

職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（38.75時間）で除した数です。

(ア) 各職種の勤務体系

職 種	勤 務 体 制
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
児童発達支援管理責任者	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
保育士・児童指導員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
言語聴覚士	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
理学療法士	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
作業療法士	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）
看護職員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）

※但し、言語聴覚士・理学療法士・作業療法士については、さくら特別支援利用児の支援時間のみの勤務。

(イ) 営業日と営業時間

営業日：月曜日～金曜日

(日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は休業)

営業時間：午前8:30～午後5:15まで

(サービス提供時間 指導 9:00～16:25(水曜日11:40まで))

6. サービス提供の内容

(1) 障がい児通所給付対象サービス内容

(ア) 発達支援

サービスの種類	サービスの内容
発達支援	お子さんの発達特性に合わせ、グループ又は個別で支援します。社会性の発達に支援が必要なお子さんに対しては、集団遊びを通して、友達と上手に関わって遊べるように、また、ことばの発達に支援が必要なお子さんには、理解力やことばの表現力を高められるような支援を行います。

(イ) 特別支援

サービスの種類	サービスの内容
言語聴覚療法	発音が不明瞭なお子さんに対し、個別での構音指導をします。
理学療法 作業療法	医師の指示に基づき、基本的運動機能や行為動作の習得のために個別的な支援を行います。

(ウ) 相談支援

サービスの種類	サービスの内容
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用者及びその家族からのいかなる相談にも誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> <li>保護者の申し出に応じ、担当職員による療育相談を行います。</li> </ul>

(工) その他の支援

サービスの種類	サービスの内容
行事	<ul style="list-style-type: none"> <li>• お子さんの発達支援に必要な行事を実施します。 プチ・トーク（保護者の勉強会・交流会等）</li> </ul>
園訪問と進路指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>• お子さんが在籍する幼稚園又は保育所へ年1回程度訪問し、大きな集団の中でのお子さんの様子を確認し、担任の先生と懇談するなどして、地域の幼稚園・保育所と連携をとるよう努めます。</li> <li>• 年長児に対しては、市教育委員会と連携しながら、進路指導に関する相談や学校見学を行います。</li> </ul>
診察	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 必要に応じ、医師の診察を行います。 小児科：足立美穂（診察日：月2回） 整形外科：花井 国雄・八木澤 芳生（診察日：月3回金曜日午後） *発達支援利用児は、装具作成に関する診察のみ。 *諸事情により、医師が変更の場合があります。</li> </ul>
発達相談会	<ul style="list-style-type: none"> <li>年長児対象（ひとり1時間） 岐阜大学教育学部教授 別府 哲 / 西部 香里 *諸事情により、担当者が変更の場合があります。</li> </ul>
衛生管理	感染症が発生し、拡がらないよう必要な対応をするよう努めます。
安全管理	当事業所では、送迎時及び施設活動支援時の非常災害時対策に関する具体的計画を作成し、利用児の家族との協力によって、利用児の安全に留意することに努めます。

(オ) 週間の支援サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
発達支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 週1回 1時間15分（直接支援と保護者との懇談）</li> </ul>
個別懇談会	お子さんに対する児童発達支援計画をもとに定期的に個別懇談会を実施し、お子さんの姿を確認すると同時に、今後の課題について共通理解していきます。

サービスの種類	サービスの内容
特別支援 言語聴覚療法 理学療法 作業療法	<ul style="list-style-type: none"> <li>週1回 40分の支援 *言語聴覚療法は、構音障がいのみとする *理学療法・作業療法は医師の指示による</li> </ul>
個別懇談	お子さんに対する児童発達支援計画をもとに定期的に個別懇談を実施し、お子さんの姿を確認すると同時に、今後の課題について共通理解していきます。

## (2) 障がい児通所給付対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
日常生活上必要となる諸経費	利用児の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費 等	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続きについて、利用児または保護者が行うことが困難な場合、保護者の同意を得て代行します。	実費
その他	サービス提供記録等の複写代 証明書諸書類の発行代 その他利用児が希望する特別なサービスに要する費用	実費

## 〔サービスの概要〕

全てのサービスは、「児童発達支援計画」に基づいて行われます。本事業所の職員が作成し、利用児及び保護者の同意をいただきます。

## 7. 利用料金

## (1) 障がい児通所給付対象サービス内容の料金

障がい児通所給付によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が障がい児通所給付の給付対象となります。事業者が障がい児通所給付等の給付を市町から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。通所受給者証をご確認ください。

## (2) 障がい児通所給付対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容（2）障がい児通所給付対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

## (3) 利用料金の変更

サービスに係る国の定める費用に変更があった場合、また、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、当事業所が提供するサービスの利用料金を変更することがあります。

## (4) サービス利用のキャンセルについて

利用児がサービス利用の取り消し（キャンセル）する場合は、遅くとも利用開始予定時刻の1時間前までに当事業所までお申し出ください。

(5) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)(4)の料金は1ヶ月ごとに計算し、当月の利用料金合計額の請求書を翌月15日までに送付します。

請求しました利用料金の合計額を翌月27日(金融機関が休業日の場合はその翌営業日)までに現金納付、又は、口座振替の方法により予めご指定された口座から振り替えさせていただきます。

ただし、口座振替の手続きが完了するまでの間は、現金でお支払いいただきます。

また、口座振替不能となった場合は、口座振替不能通知により記載された期日までに、現金で福祉の里窓口へお支払い願います。

8. 利用児の記録及び情報の管理等

(1) 事業所は、法令に基づいて利用児の記録及び情報を適切に管理し、利用者及び保護者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については当該記録を整備した日から5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前8:30~午後5:15です。

(2) 利用児の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用児及び保護者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

9. 緊急時の対応

利用中に著しく心身の変化が認められた場合、あるいは、他の利用者への影響が懸念される病状が認められた場合は、看護職員、施設職員の判断により、医療機関への受診をお願いする場合があります。なお、医療機関受診のための送迎・付き添いは、原則としてご家族でお願いします。

利用中に発生した事故や急変などで必要な場合には、速やかに協力医療機関、または、利用者の指定する医療機関へ救急搬送します。その場合の受け入れ医療機関はご希望の医療機関への搬送とならない場合もありますのでご了承下さい。

救急搬送の齊は、可能な限り、事前に登録された緊急連絡先に連絡をお取りしますが、連絡がつかない場合には、事後の連絡となることがあります。

【協力医療機関】

医療機関の名称	公立学校共済組合 東海中央病院		
院長名	松井 春雄		
所在地	各務原市蘇原東島町4丁目6番地2		
電話番号	058-382-3101		
診療科	内科 他	入院設備	あり

上記の他、各専門医に協力依頼しております。



10. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、「福祉の里消防計画書」により対応いたします。
平時の訓練	・別途に定める、「福祉の里消防計画書」に則り、月1回、避難・防災訓練を、利用児及び保護者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動火災報知機 有</li> <li>・ガス漏れ報知機 有</li> <li>・非常用電源 有</li> <li>・室内防火栓 有</li> <li>・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。</li> <li>・誘導灯 有</li> <li>・非常通報装置 有</li> <li>・スプリンクラー 有</li> </ul>
消防計画	消防署への届出日： 2023年 4月 防火管理者： 打田 哲也
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名：公益財団法人日本知的障害者福祉協会 （引受会社：あいおいニッセイ同和損害保険（株）） 加入保険名：障害者施設総合補償 保障内容：施設の賠償責任にかかる補償（敷地外の賠償責任にかかる補償・個人情報漏えい賠償責任補償・自動車搭乗中傷害補償）

11. 要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・責任者                          社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団                          各務原市福祉の里 さくら                          管理者 中村 聡子</li> <li>・窓口担当者                          社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団                          各務原市福祉の里 さくら                          主任 原口 知子</li> <li>・受付時間                          毎週月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15                          ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は除きます。</li> <li>・住所 各務原市須衛稲田7番地</li> <li>・電話番号 058-370-7500</li> <li>・F A X 058-370-7511</li> </ul> <p>※担当者が不在の場合は、事業団事務局または、事業所までお申し出ください。</p>
-----------------	---

社会福祉法人 各務原市社会福祉事業団 第三者委員	寺嶋 健司	【住所】 電話番号 ****
	御宿 則子	【住所】 電話番号 ****
各務原市役所 健康福祉部社会福祉課	<ul style="list-style-type: none"> <li>所在地：各務原市那加桜町1丁目69番地</li> <li>電話番号：058-383-1111（市役所代表） 058-383-1252（社会福祉課直通）</li> <li>FAX：058-389-3353</li> <li>受付時間：毎週月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は除きます。</li> </ul>	
岐阜県社会福祉協議会 運営適正化委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>所在地：岐阜市下奈良2-2-1 県福祉農業会館内</li> <li>電話番号：058-278-5136</li> <li>FAX：058-278-5137</li> </ul>	

(2) 虐待防止に関する相談窓口

当事業所 虐待防止に関する 相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>責任者 各務原市福祉の里 事業課長 安田 香実</li> <li>窓口担当者 各務原市福祉の里さくら 管理者 中村 聡子</li> <li>受付時間：毎週月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は除きます。</li> <li>電話番号 058-370-7500（代表）</li> <li>FAX 058-370-7511</li> </ul>
各務原市 障がい者虐待防止 センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>所在地：各務原市那加桜町1丁目69番地 各務原市役所健康福祉課 社会福祉課</li> <li>電話番号：058-383-1111（市役所代表） 058-383-1252（社会福祉課直通）</li> <li>FAX：058-389-3353</li> <li>受付時間：毎週月曜日～金曜日 午前8：30～午後5：15 ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日までの日の間は除きます。</li> </ul>

12. ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。事業所において利用上不要な貴重品は、持ち込まないようお願いいたします。
伝染病にかかった場合	伝染性の疾病になった場合は、体力の弱い幼児の利用する施設ですので、医師の許可が出てから利用を開始してください。

宗教活動・政治活動、 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
喫 煙	敷地内全面禁煙です。
その他	ここに掲載されていること以外のことについても、多くの方が利用される施設ですので、常識的なマナー・エチケットに心掛けてください。

児童発達支援事業の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和            年            月            日

事業所名：各務原市福祉の里さくら

説明者職名： \_\_\_\_\_ 氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、本書面に基づいて事業者から児童発達支援事業の提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用児氏名 \_\_\_\_\_

保護者住所 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

続      柄 \_\_\_\_\_